



# 輸入者・通関業者の皆様へ

令和8年3月  
関税局・税関

## 輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）に関するお知らせ

- 令和8年4月1日に、輸入統計品目表の一部が改正され、シリアル番号等のある金(※)の統計細分が新設されます。

※シリアル番号等のある金とは、精錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したものを指します。

- これに伴い、シリアル番号等のある金は新設された統計細分で輸入申告いただくことになります。
- 輸入者及び通関業者の皆様は、以下の点に留意して下さい。

### 輸入者の皆様へ

- 通関業者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確実に伝達して下さい。
- 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、シリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を作成して下さい。

### 通関業者の皆様へ

- 輸入者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確認したうえで、輸入統計品目番号を決定して下さい。
- 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、輸入者から入手したシリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を提出して下さい。

### 輸入統計品目表のイメージ（改正後）

71.08		金（白金をみつきた金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） － マネタリーゴールド以外のもの
7108.11		[略]
7108.12		－ ー その他の形状のもの（加工していないものに限る。）
	010	－ ー ー 製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したものを
	090	－ ー ー その他のものを

